

(別 記)

全管連 第344回理事会

1. 日 時 令和 3年 1月18日 (月)

理 事 会 午後1時35分～2時30分 (予定)

厚生労働大臣表彰 (水道関係功労者) 授与式
午後3時00分～3時10分 (予定)

講 演 会 午後3時10分～3時40分 (予定)
「最近の水道行政について」

厚生労働省 医薬・生活衛生局

水道課長 熊谷和哉 氏

2. 場 所 品川プリンスホテル・メインタワー 12階「シルバー12」
東京都港区高輪4-10-30
TEL 03 (3440) 1111

3. 議 題	頁
第1号議案 常設委員会委員の補充選任に関する件	4
第2号議案 第61回 (令和3年度) 通常総会及び 全国大会等関連行事に関する件	6
第3号議案 第62回 (令和4年度) 通常総会及び 令和4年度全国大会開催地に関する件	23
第4号議案 第32期役員 (理事・監事) の割当に関する件 * 理事割当案	27
	別紙1 A3・1枚
第5号議案 全管連の組織見直しの検討に関する件	30
第6号議案 管工事賠償補償制度に関する件	42
第7号議案 「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」 等の改訂に関する件	53
* 「対応マニュアル (案)」	別冊

以 上

全国管工事業協同組合連合会 役員名簿

令和3年1月18日現在

(敬称略・順不同)

会 長 藤 川 幸 造 (富 山 県)

副 会 長	佐 藤 安 幸 (北 海 道)	副 会 長	馬 場 博 嗣 (京 都 府)
	北 向 幸 吉 (青 森 県)		前 田 隆 司 (大 阪 府)
	佐々木 喬 (埼 玉 県)		森 岡 義 雄 (兵 庫 県)
	白 倉 進 (千 葉 県)		高 橋 肇 (岡 山 県)
	宮 崎 文 雄 (東 京 都)		篠 野 義 秀 (徳 島 県)
	原 宣 幸 (神 奈 川 県)		藤 成 徳 (福 岡 県)
	加 藤 大 二 (新 潟 県)		岩 永 堅 之 進 (長 崎 県)
	穂 刈 泰 男 (愛 知 県)		

専務理事 粕 谷 明 博

常務理事 松 本 淳 司

部 長	岩 野 隆 一 (東 京 都)	部 長	藤 原 和 彦 (三 重 県)
	石 田 賢 司 (茨 城 県)		鹿 野 淳 一 (山 形 県)
	和 田 均 (栃 木 県)		大 熊 泰 雄 (埼 玉 県)

理 事	村 田 信 吾 (北 海 道)	理 事	篠 田 喜 弘 (埼 玉 県)
	龍 後 英 幸 (")		新 井 光 雄 (千 葉 県)
	佐々木 英 樹 (岩 手 県)		岡 本 和 也 (")
	星 進 (宮 城 県)		小 松 隆 弘 (")
	井 上 環 (")		小 堀 卓 三 (東 京 都)
	本 多 秀 文 (秋 田 県)		五 十 嵐 隆 (")
	白 田 眞 人 (山 形 県)		新 家 功 一 (")
	松 原 文 司 (福 島 県)		松 本 正 美 (")
	池 田 好 男 (茨 城 県)		渡 辺 才 司 (")
	大 橋 保 (栃 木 県)		星 野 護 (")
	中 村 勝 (")		石 田 隆 (神 奈 川 県)
	大 川 恭 史 (群 馬 県)		中 嶋 栄 一 (")
	岡 田 章 (埼 玉 県)		丸 山 晴 雄 (")
	中 村 猛 (")		雨 宮 正 (山 梨 県)

理	事	小柳潤一(新潟県)	理	事	小向俊和(和歌山県)
		金内義久(")			濱本黎二(")
		山崎正寛(長野県)			角田壽郎(兵庫県)
		柴田有彦(富山県)			山本繁之(")
		柿本自如(石川県)			高原豊明(広島県)
		茗荷谷豊(")			吉川純弘(")
		富田行雄(福井県)			西村博文(鳥取県)
		小池勝(愛知県)			北野伸昭(島根県)
		永野卓司(")			仲田泰弘(山口県)
		大野茂(")			中川悟(香川県)
		坂明憲(")			櫻井健吾(愛媛県)
		鎌田幸太郎(静岡県)			宮本正一郎(")
		服部愛一郎(")			上村健一(高知県)
		荒川晶一(岐阜県)			松尾浩充(福岡県)
		岡田明彦(")			縄田清高(")
		川島吉博(")			原田恵三(佐賀県)
		谷口学(滋賀県)			工藤光明(熊本県)
		豊嶋一俊(京都府)			横山英生(")
		藤岡昭雄(大阪府)			小野泰男(大分県)
		津村憲志(")			古澤雄二(宮崎県)
		水野博巳(奈良県)			福山康洋(鹿児島県)
					仲田一郎(沖縄県)
監	事	岡將央(東京都)	監	事	渡邊宇之助(神奈川県)
		関根州一(埼玉県)			安井健(愛知県)
		内山邦俊(千葉県)			福田悦雄(員外)

第1号議案 常設委員会委員の補充選任に関する件

1. 経過及び今後の予定

令和2年12月 2日 第223回総務部会

12月16日 第248回正副会長・部長会議

令和3年 1月18日 臨時総会、第344回理事会

2. 審議事項

役員変更に伴う下記常設委員会委員の補充選任につき、ご審議ご決定を賜りたい。

(1) 常設委員会委員

役員の変更に伴う業務運営の常設委員会委員（案）について、次頁のとおり提案いたしますのでご審議ご決定を賜りたい。

第31期 常設委員会 (案)

- 令和3年1月18日
- 会長：藤川幸造(富山県連)
 - 副会長：佐藤安幸(北海道連)、北向幸吉(青森県連)、佐々木喬(埼玉県連)、白倉進(千葉県連)、宮崎文雄(東京都連)、原宣幸(神奈川県連)、加藤大二(新潟県連)、穂刈泰男(愛知県連)、馬場博嗣(京都府連)、前田隆司(大阪府連)、森岡義雄(兵庫県連)、高橋肇(岡山)、篠野義秀(徳島県連)、藤成徳(福岡県連)、岩永堅之進(長崎県連)

※下線：新任 ※役員名のみ下線：同一組合からの選出の場合

No.	部門	担当副会長	部長	副部长	委員長	副委員長	委員
1	総務	原宣幸 (神奈川県連)	岩野隆一 (東京都連)	佐々木英樹 (岩手県連)	櫻井健吾 (愛媛県連)	工藤光 (熊本県連)	池田篤司(北海道連)、山崎正学(宮城県連)、丸山晴雄(神奈川県連)、星永野卓(東京都連)、永野谷口(愛知県連)、星進(宮城県連)、五十嵐一俊(東京都府連)、豊嶋吉川純弘(広島県連)
2	経理	岩永堅之進 (長崎県連)	石田賢司 (茨城県連)	松原文司 (福島県連)	新井光雄 (千葉県連)	村田信吾 (北海道連)	中村勝(栃木県連)、川島吉泰(埼玉県連)、篠田喜弘(埼玉県連)、服部愛一郎(静岡県連)、仲田一郎(沖縄県連)
3	経営	馬場博嗣 (京都府連)	和田均 (栃木県連)	小柳潤一 (新潟県連)	松尾浩充 (福岡県連)	荒川晶一 (岐阜県連)	篠田喜弘(埼玉県連)、服部愛一郎(静岡県連)、仲田一郎(沖縄県連)
4	広報	宮崎文雄 (東京都連)	藤原和彦 (三重県連)	石田隆 (神奈川県連)	岡田章 (埼玉県連)	本多秀文 (秋田県連)	小堀卓三(東京都連)、津村憲志(大阪府連)、福山康洋(鹿児島県連)
5	事業	藤成徳 (福岡県連)	鹿野淳一 (山形県連)	高原豊明 (広島県連)	渡辺才司 (東京都連)	宮本正一郎 (愛媛県連)	中嶋栄一(神奈川県連)、坂原明憲(愛知県連)、原田三三(佐賀県連)
6	技術	北向幸吉 (青森県連)	大熊泰雄 (埼玉県連)	松本正美 (東京都連)	茗荷谷豊 (石川県連)	保橋大 (栃木県連)	大野博(愛知県連)、西村博(鳥取県連)、小野泰男(大分県連)、安田一章(技術参与)

災害対策担当理事：原宣幸(神奈川県連)、松原文司(福島県連)、服部愛一郎(静岡県連)、津村憲志(大阪府連)、工藤光明(熊本県連)
代表監事：岡將央(東京都連) 監事：関根州一(埼玉県連)、内山邦俊(千葉県連)、渡邊宇之助(神奈川県連)、安井健(愛知県連)、福田悦雄(員外)

第2号議案 第61回（令和3年度）通常総会及び
全国大会等関連行事に関する件

1. 経過及び今後の予定

令和 2年	1月17日	理事会（愛媛大会 開催地の決定）
	7月 8日	通常総会（品川プリンスホテル）
	9月 2日	総務部会
	9月29日	正副会長・部長会議
	11月18日	総務委員会（愛媛大会 開催内容の協議） *開催会場の視察
	12月 2日	総務部会（ ” ）
	12月16日	正副会長・部長会議（ ” ）
令和 3年	1月18日	理事会（開催地代表によるPR）
	1月20日	出席者の予備調査
	2月 5日	事務局研修会で開催地事務局によるPR
	4月 日	出席者の本調査
	6月 日	理事会
	7月 1日	通常総会・全国大会・懇親会 （愛媛県県民文化会館）
	7月 2日	記念行事（旅行・ゴルフ）

2. 審議事項

第61回（令和3年度）通常総会等開催地については、令和2年1月の第341回理事会において、四国ブロックの愛媛県支部にて、令和3年7月13日に通常総会と全国大会を開催することにご決定いただき、開催地において関連行事等を調整いただき、11月18日の総務委員会で県民文化会館の会場視察を行った。

- ・通常総会・全国大会の会場（1階メインホール）は、間隔を十分確保して開催できる。
- ・懇親会の会場（2階真珠の間）は、ソーシャルディスタンスを確保する場合、人数を制限する可能性がある。

その後、12月2日の総務部会で、櫻井委員長（愛媛県連会長）より、全館を貸切り「1階県民プラザ」で懇親会を開催するなら、より多くの人数が収容できるとの報告があり、全国大会の開催日を全館貸切が可能な令和3年7月1日（木）に変更することを検討した。これにより、県への会館借用日の変更、宿泊ホテル、旅行、ゴルフなどの変更が可能か、またキャンセル料の発生など、開催地で旅行会社などと確認いただいた。

上記による開催日の変更と今後の新型コロナウイルス感染症の状況により延期とする場合について、下記事項のご審議・ご決定を賜りたい。

- ①宿泊ホテル、関連行事なども含めて変更可能と調整いただいたので、開催日を令和3年7月1日（木）に変更いたしたい。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大などで延期する場合は、キャンセル料の発生なども考慮して2月末日を目途に判断いたしたい。
- ③延期となった場合は、通常総会を会員代表者のみで東京で開催する。
また、四国ブロック愛媛県での通常総会・全国大会の開催は、令和4年度に予定している北信越ブロックの次年度にあたる、令和5年度に順延いたしたい。

全管連第 61 回(令和 3 年度)
通常総会・全国大会・懇親会及び記念旅行イベント、宿泊について

1. 第 61 回通常総会・全国大会及び懇親会について

(1) 期 日：令和 3 年 7 月 1 日(木)

(2) 場 所：愛媛県民文化会館

愛媛県松山市道後町 2 丁目 5-1 TEL:089-923-5111

月日	行 事	時 間	場 所	会 費
令和 3 年 7 月 1 日 (木)	受 付	午後 0 時 00 分～	1F サブホール前ロビー	・お一人様につき 30,000 円(税込み)
	通常総会	午後 2 時 00 分 ～午後 3 時 00 分	1F 「メインホール」	・夫人同伴の場合は 2 人で 45,000 円(税込み)
	理 事 会	午後 3 時 30 分 ～午後 4 時 00 分	3F 「第6会議室」	
	全国大会	午後 4 時 30 分 ～午後 5 時 30 分	1F 「メインホール」	・総会・全国大会・懇親 会はセットになっており ます(宿泊費は別途料 金)。
	懇 親 会	午後 6 時 00 分 ～午後 8 時 00 分	1F 「県民プラザ」他 2F 「真珠の間・ロビー」	

* 通常総会・全国大会会場へのアクセス

① JR 利用

巡回シャトルバス:JR松山駅から約 15 分

JR到着時刻にあわせ専用シャトルバスを用意しております。

② 航空機利用

巡回シャトルバス:松山空港から約 30 分

航空機到着にあわせ専用シャトルバスを用意しております。

③ マイカー利用

各ホテルの備考を参照してください。

④ 懇親会終了後にシャトルバスを運行いたします。

県民文化会館→(約 10 分)→ANA クラウンプラザホテル前→(約 10 分)→松山駅
(20:20～10 分間隔で 4 便運航予定)

総会・大会の進行と担当者 (案)

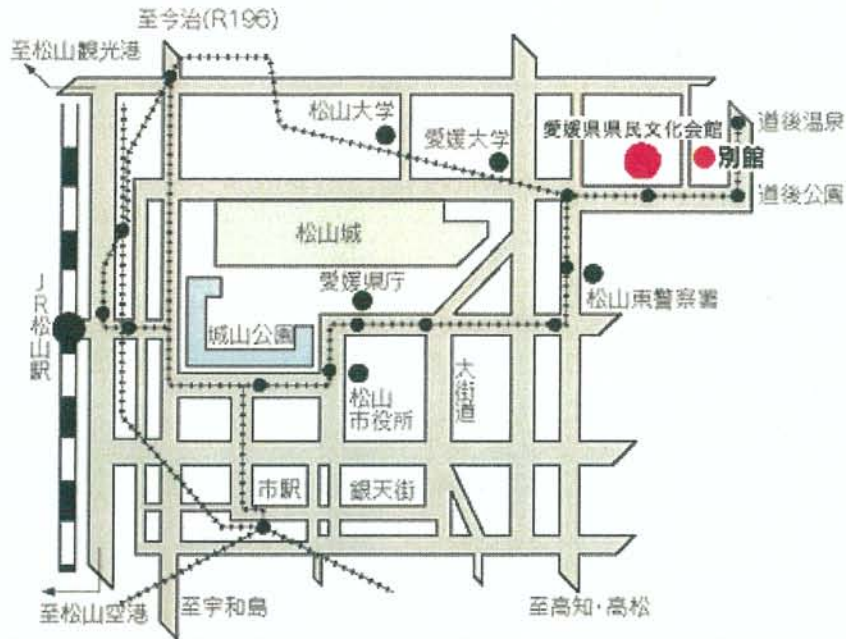
開催日 : 令和 3 年 7 月 1 日 (木)
 会場 : 総会・大会 愛媛県松山市 愛媛県民文化会館
 理事親会 同
 懇親会 同

1 階 「メインホール」
 3 階 「第 6 会議室」
 1 階 「県民プラザ」、2 階 「真珠の間」

(敬称略)

第 6 1 回 通 常 総 会		令 和 3 年 度 全 国 大 会					
次 第	担 当 者	所 要 時 間	時 刻	次 第	担 当 者	所 要 時 間	時 刻
1. 開 会	(司会) 上田事務局長	3 分	2:00~2:03		(司会) 地元アウンサー	2 分	4:30~4:32
1. 会長挨拶	原 総務担当副会長	3	2:03~2:06	1. 開会の挨拶	〇〇副会長(〇〇〇・連)	2	4:32~4:34
1. 議長選任	全国管工事業協同組合連合会 会 長 藤 川 幸 造 議 長 愛媛県管工事業協同組合 副議長 櫻 井 健 吾	5 2	2:06~2:11 2:11~2:13	1. 開催地代表挨拶	愛媛県管工事業協同組合連合会 会 長 櫻 井 健 吾	5	4:34~4:39
1. 議案審議 第 1 号 議案 事業報告 (総 務) (経 営) (広 報) (事 業) (技 術) (災 害 対 策) (経 理) 決算報告 監査報告	岩野総務部長 和田経営部長 藤原広報部長 鹿野事業部長 大熊技術部長 原 災害対策担当副会長 石田経理部長 岡 代表監事	2 5 1 2	2:13~2:38 2:38~2:50	1. 議長選任	議 長 愛媛県管工事業協同組合 副議長 櫻 井 健 吾	3	5:18~5:21
第 2 号 議案 事業計画案 予算案他	岩野総務部長 石田経理部長	1 2	2:50~3:02	1. 大会スローガンの採択	宮崎 広報担当副会長 司会	3	5:21~5:24
第 3 号 議案 借入金最高限度額	岩野総務部長	2	3:02~3:04	1. 閉会の挨拶	〇〇副会長(〇〇〇・連)	3	5:24~5:27
第 4 号 議案 役員選挙	議 長 (選考委員会) 〇〇副会長(〇〇〇・連)	1 2 2	3:04~3:16 3:16~3:18	1. 全管連青年部協議会 事業報告	青年部 会長	5	5:27~5:30
1. 閉 会	会長及び常勤役員の選任等	3 0	3:30~4:00	1. 懇 親 会	開催地に一任	2時間00分	6:00~8:00
第 3 4 6 回 理 事 会							

(AM9:00~PM15:00 までの到着便にあわせて運行予定)



●JR 松山駅から

- ・伊予鉄市内電車(道後温泉行)で約 15 分
南町・県民文化会館前で下車
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約 20 分

●松山市駅から

- ・伊予鉄市内電車(道後温泉行)で約 10 分
南町・県民文化会館前で下車
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約 15 分

●松山空港から

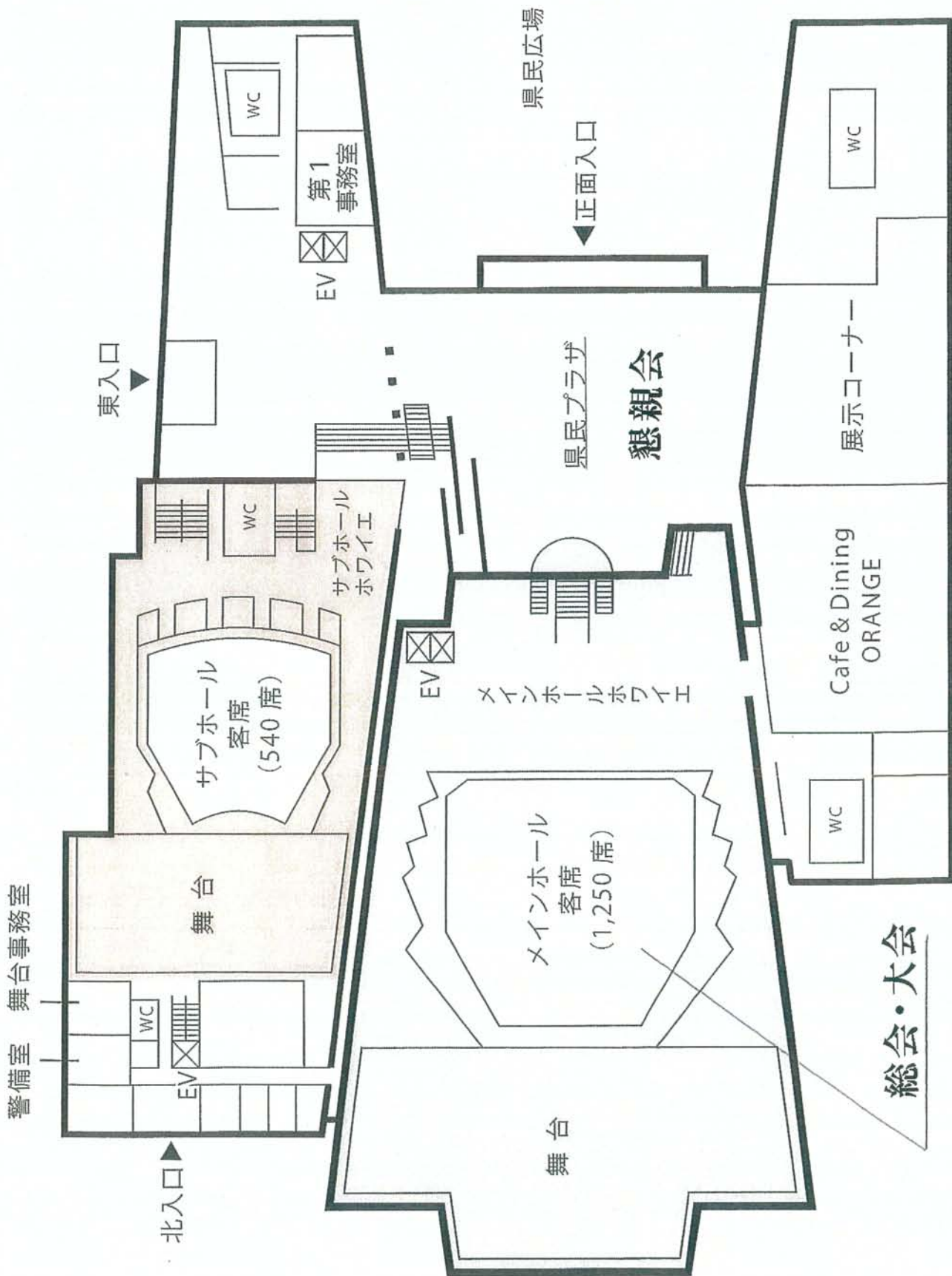
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約 40 分
- ・リムジンバスで約 30 分

●松山観光港から

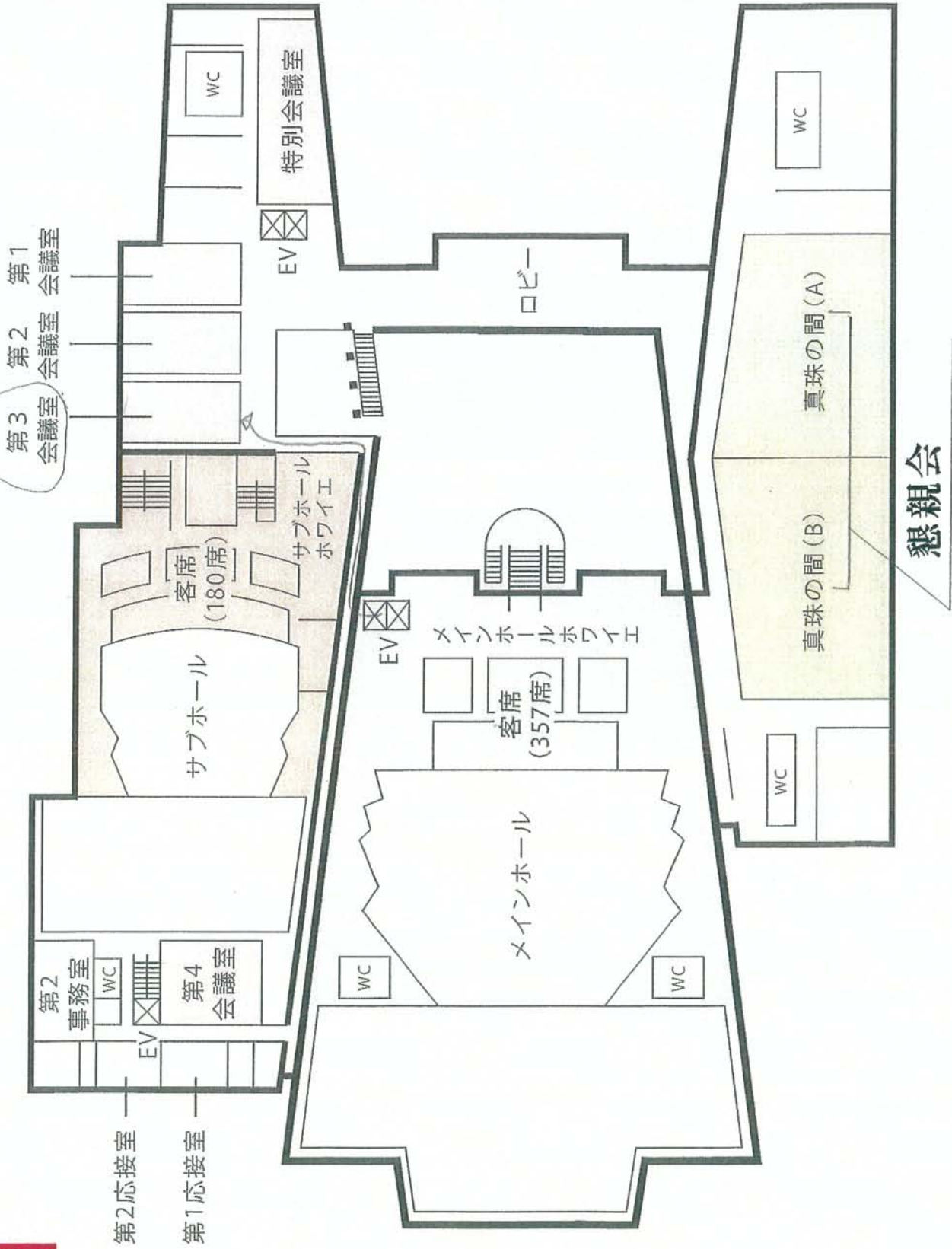
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約 45 分
- ・リムジンバスで約 35 分
南町・県民文化会館前で下車

※駐車場 303 台(地下 91 台、北 84 台、西 120 台) 30 分ごとに 100 円(大型 200 円)

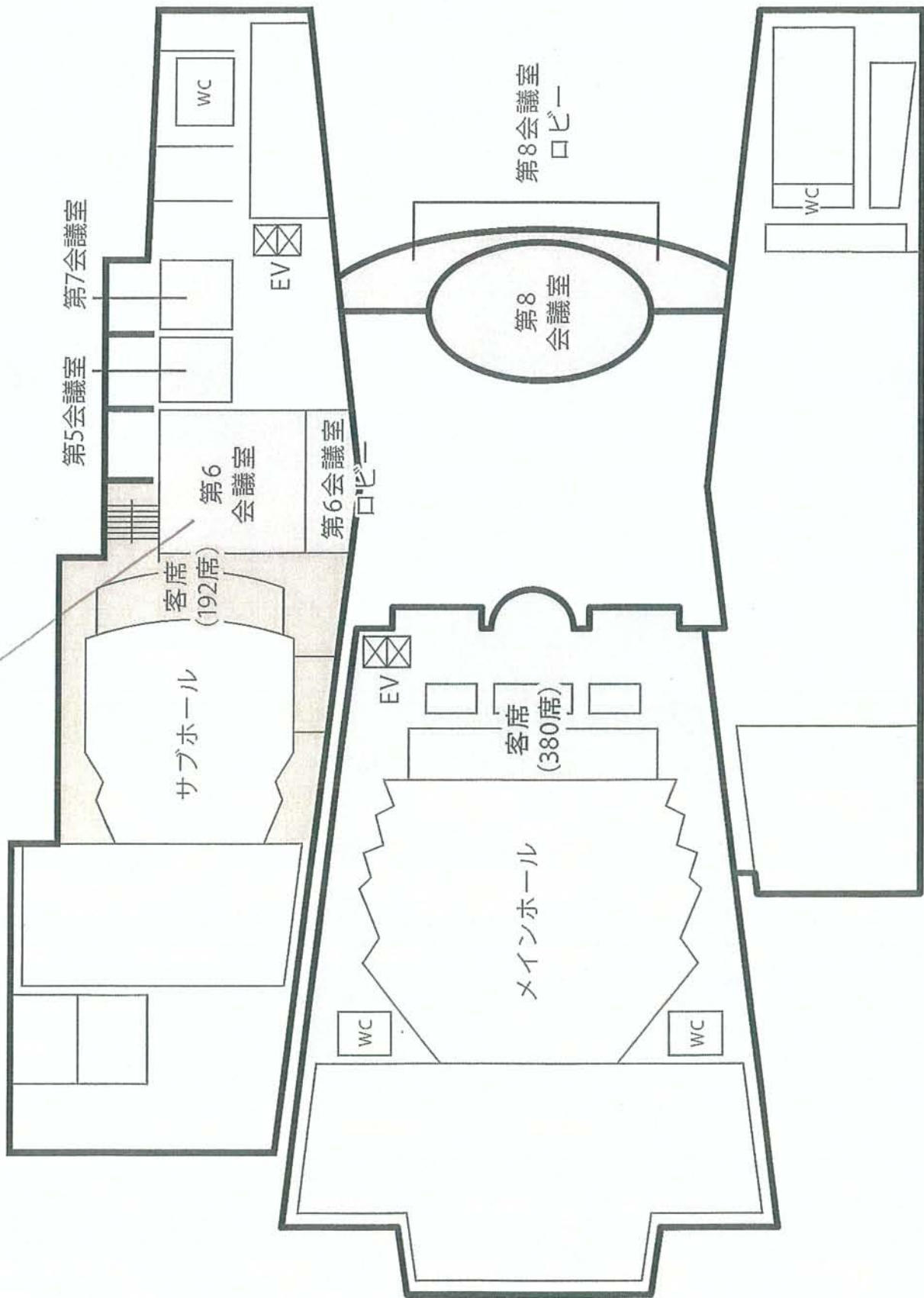




選考委員会



理事会



2. 宿泊について

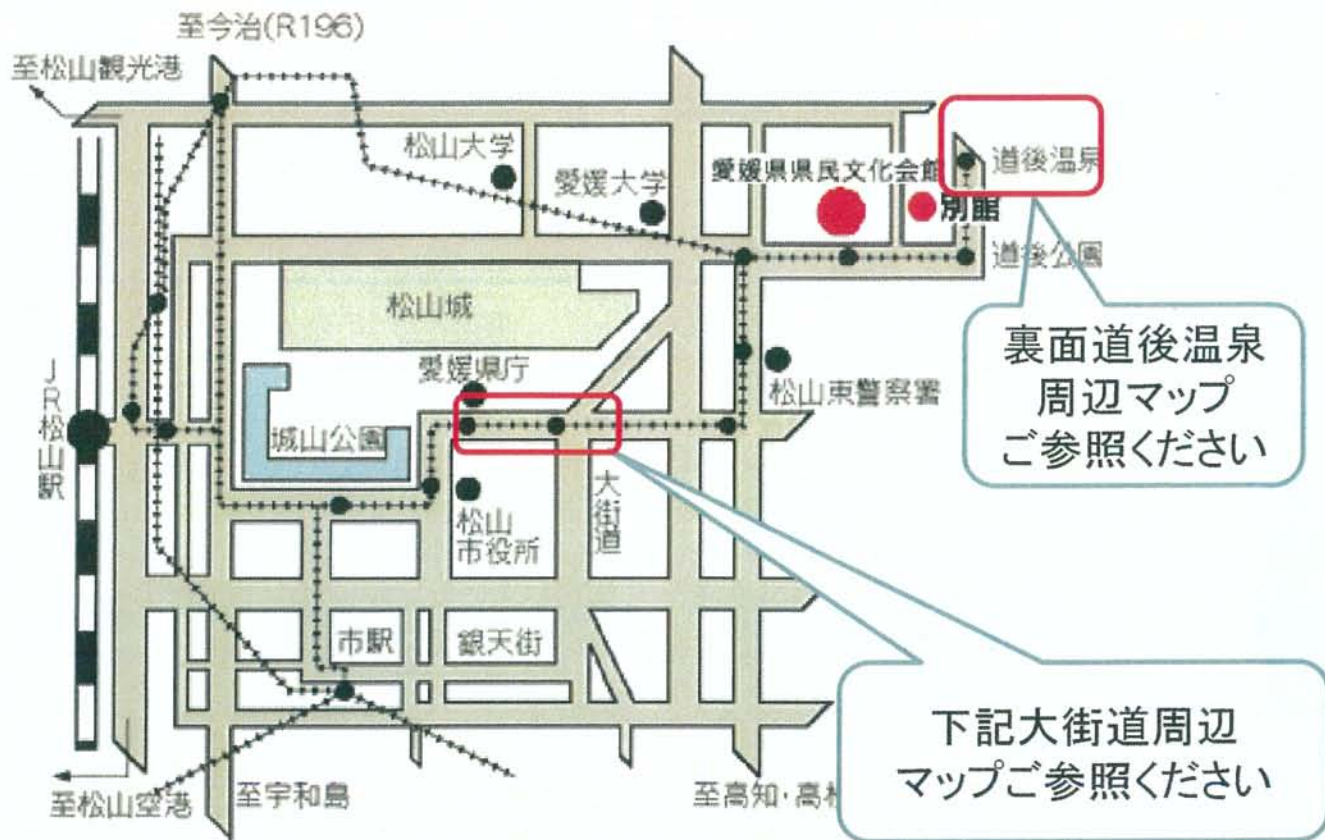
総会前日(6/30(水))、及び当日(7/1(木))の宿泊を希望される方は、本会及び開催地組合を通じて宿泊のご予約を承りますので、併せてお申込み下さい(下記料金は、朝食・税金・サービス料込)。

なお、客室数に限りがございますので、お申し込み状況により部屋タイプ・ホテルの変更などを開催地にて調整させていただきます。予めご了承ください。

	ホテル名	宿泊料金(お一人様)	備考
①	ANA クラウンプラザ ホテル松山住所:愛媛 県松山市 一番町 3-2-1 TEL:089-933-5511	シングル(1名利用) 12,100 円 ツイン(2名利用) 9,900 円	路面電車大街道駅より徒歩 3 分 チェックイン午後 2 時～ 契約駐車場あり・有料
	ANA クラウンプラザ ホテル松山(別館)	シングル(1名利用) 11,000 円	
②	カンデオホテルズ 松山大街道 住所:愛媛県松山市 大街道 2-5-12 TEL:089-913-8866	ツインもしくはダブル 1名利用 14,300 円 2名利用 11,000 円	路面電車大街道駅より徒歩 2 分 チェックイン午後 3 時～ 契約駐車場あり・有料 展望露天風呂あり
③	ダイワロイネット ホテル松山 住所:愛媛県松山市 一番町2丁目6-5 TEL:089-913-1355	シングル(1名利用) 13,200 円	路面電車大街道駅より徒歩 2 分 チェックイン午後 2 時～ 契約駐車場あり・有料
④	ホテルビスタ松山 住所:愛媛県松山市 一番町 3-3-5 TEL:089-934-0202	シングル(1名利用) 12,100 円	路面電車大街道駅より徒歩 3 分 チェックイン午後 3 時～ 契約駐車場あり・有料
⑤	サンルート松山 住所:愛媛県松山市 宮田町 391-1 TEL:089-933-2811	シングル(1名利用) 8,800 円	JR松山駅より徒歩 5 分 チェックイン午後 2 時～ 契約駐車場あり・有料

⑥	道後山の手ホテル 住所:愛媛県松山市 道後鷺谷町 1-13 TEL:089-998-2111	シングル(1名利用) 13,200円	路市内電車道後温泉駅より徒歩10分 チェックイン午後3時~ 有料駐車場あり 天然温泉あり
⑦	ふなや 住所:愛媛県松山市 道後湯の町 1-33 TEL:089-947-0278	1泊2食(夕・朝) 和室(2名利用) 29,000円 *連泊の場合7/1(木)は 夕食の用意がございません。	路市内電車道後温泉駅より徒歩10分 チェックイン午後3時~ 有料駐車場あり 天然温泉あり
⑧	大和屋本店 住所:愛媛県松山市 道後湯之町 20-8 TEL:089-935-8880	1泊2食(夕・朝) 和室(2名利用) 26,000円 *連泊の場合7/1(木)は 夕食の用意がございません。	路市内電車道後温泉駅より徒歩10分 チェックイン午後3時~ 有料駐車場あり 天然温泉あり

ACCESS アクセスマップ(全体図)



ACCESS アクセスマップ **大街道周辺**

(会場から2km・シャトルバスで約10分)

(松山駅まで2km・シャトルバスで約10分)



ACCESS アクセスマップ **道後温泉周辺**
(会場から1km・タクシーで約5分)
(大街道周辺から3km・タクシーで12分)



3. 記念イベントについて

(1) 記念旅行

期 日：令和3年7月2日(金)～3日(土)

宿泊場所：『ふなや』愛媛県松山市道後湯の町1-33 TEL:089-947-0278

*『ふなや』のご紹介

江戸時代寛永年間(1627年頃)に開業以来三百九十余年の歴史をもつ老舗旅館です。道後温泉のシンボルである道後温泉本館にも徒歩数分で着く『ふなや』は、歴代の天皇・皇后両陛下が度々ご宿泊なさった、由緒ある格式高い温泉宿であり、夏目漱石等の多くの文化人にも愛された旅館です。

*旅行代金：下記料金には、貸し切りバス・宿泊代・食事代・入場料等を含みます。

〔お一人様につき〕いずれも税・サービス料込み。

・3～4名1室:49,900円 ・2名1室:55,400円 ・1名1室:53,300円

*1名1室ご希望の場合、夕食のみ『ふなや』にてご用意し、宿泊は近隣ホテル(道後hakuro 又は道後山の手ホテル・共に『ふなや』より徒歩3分)へご案内いたします。

月日	行 程			
7月 2日 (金)	ふなや == ANA クラウンプラザ' == しまなみ海道= 大山祇神社(宝物館) ==			
	08:20 出発	08:30 出発	10:20/11:40	
	千年松(昼食) == == 亀老山展望台 == == ホテル(泊)・夕食までフリータイム			
	12:20/13:50	14:10/14:30	16:00	18:30～夕食
	【ご宿泊 ふなや・3～4名1室又は2名1室】			
	*1室1名利用ご希望の方は別途近隣ホテルにてご案内いたします。			
7月 3日 (土)	ふなや === 砥部焼陶芸館・炎の里(絵付け体験) === 松山城 === ANA クラウンプラザ'(昼食) ===			
	8:00 出発	08:40/09:30	10:00/11:30	11:40/12:40
	=== JR松山駅・松山空港			
	13:00 頃 13:20 頃			

*主な見どころ

1 しまなみ海道

美しい島々とそれらを繋ぐ橋が織り成す海の道「瀬戸内しまなみ海道」。広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ全長約 60km の道では瀬戸内海に浮かぶ島々の風景を存分に楽しむことができます。

2 大山祇神社

愛媛県今治市の沖、大三島(おおみしま)に鎮座する大山祇神社(おおやまづみじんじや)。境内には推定樹齢 2600 年の大楠があり、古代からこの地を見守ってきたことをうかがわれます。『日本総鎮守』と称され、数々の著名人や名立たる武将たちも尊崇した神社であり、隣接する宝物殿には全国で国宝や重要文化財の指定を受けた武具類の 8 割を収蔵してあります。武蔵坊弁慶が奉納したと伝わる薙刀や、源義経や源頼朝が奉納した鎧など、歴史上の重要人物や武将の奉納品が展示されています。

3 亀老山展望台

眺望はしまなみ海道随一と言われ、来島海峡大橋をはじめ、天気良ければ西日本最高峰の石鎚山まで見渡すことができます。建築家の隈研吾氏設計の展望台は建物自体を地中に配し、その上に樹木を植えるなど自然景観を守るために外からは見えない造りになっており、展望できる景色だけでなく、その複雑なデザインも建築界から高い評価を得ています。

4 道後温泉

道後温泉は、「日本書紀」にも登場するわが国最古といわれる温泉です。古代に名を知られた道後温泉は、白鷺の伝説をはじめ数々の逸話や物語などが残されており、わが国の歴史とともに温泉文化を育んできました。

アルカリ性単純泉の湯質は、きめ細やかな日本人の肌に優しいなめらかなお湯で、刺激が少なく、湯治や美容に適しており、18 本の源泉から汲み上げられる源泉は、20 度から 55 度の温度で、源泉と源泉をブレンドすることで 42 度程度の適温にしており、加温や加水もしていないため、源泉の効果を十分に感じることができます。

道後温泉では、全国的にも珍しい無加温・無加水の「源泉かけ流し」を実現しています。

5 砥部焼

砥部焼(とべやき)は、愛媛県砥部町を中心に作られる陶磁器で、愛媛県指定無形文化財に指定されています。後背の山地から良質の陶石が産出されていたことから、大洲藩の庇護のもと、発展を遂げてきました。やや厚手の白磁に、呉須と呼ばれる薄い藍色の手書きの図案が特徴で、他窯の磁器と比較して頑丈で重量感があり、ひびや欠けが入りにくいいため道具として評価されています。夫婦喧嘩で投げつけても割れないという話から、別名喧嘩器とも呼ばれ、砥部焼の多くは手作り成形のため、全国的に見ても決して大産地や有名産地ではないが、独特の風合いが愛好家に評価されています。

6 松山城

松山市の中心部にそびえ立つ松山城は、賤ヶ岳(しずがたけ)の合戦で有名な七本槍の 1 人、加藤嘉明が築き始めたお城です。門・櫓・堀を多数備え、狭間や石落とし、高石垣などを巧みに配し、攻守の機能に優れた連立式天守を構えた平山城と言われております。松山城は、日本で 12 か所しか残っていない「現存 12 天守」のうちのひとつ、江戸時代以前に建造された天守を有する城郭の一つです。平成 18 年に「日本 100 名城」、平成 19 年には道後温泉とともに「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選定されました。

(2)ゴルフ大会について

- ① 開催日時 :令和3年7月2日(金)
- ② 会場場所 :エリエールゴルフクラブ松山
- ③ 予定人員 :100名
- ④ 参加費 :お一人様 25,000円(会費・プレー代・昼食代含む)
(飲料・売店・茶店等のご利用につきましてはお帰りの際各自ご精算をお願いします)
- ⑤ 行動予定 : 07:20 1号車ふなや出発(朝食は6:50より召し上がれます)
2号車・3号車は15分毎に出発致します。(最終7:50出発)
07:30 ANA クラウンプラザホテル松山出発(朝食は6:00より召し上がれます)
08:00 エリエールゴルフクラブ松山受付開始
08:00 1号車バス到着
08:30 朝礼
08:40 スタート(アウト・イン 同時スタート)
*時間の都合により、ショットガンスタートとなる場合がございます。
- ⑥ 昼食等 :ハーフ終了後順次レストランにて食事(食事券付、追加分は各自精算)
- ⑦ 表彰 :優勝、準優勝、3位、4位、5位、10位以下10を加えて90位までとBB賞、
ベストグロス賞
OUT・IN それぞれ1ホールずつニアピン賞
OUT・IN それぞれ1ホールずつドラゴン賞
*表彰式は時間の都合上行いません。
*表彰(品)等は、後日成績表とともに発送させていただきます。
- ⑧ 競技 :18ホールズ ストロークプレー ダブルペリア方式
- ⑨ その他 :バス等の運行予定
復路 :① ゴルフ場15:00発 ~ JR松山駅(15:30到着)
松山空港(16:00到着)
② ゴルフ場15:30発 ~ JR松山駅(16:00到着)
松山空港(16:30到着)
*復路のバスを利用される方は降車場所(JR松山駅・松山空港)を
調査回答票にご記入ください。
*当日お帰りの時間帯は交通事情により駅への到着が遅れることが予想され
ますので余裕をもった手配をお願いいたします。
*ゴルフ大会終了後、記念旅行に参加する場合
ゴルフ場(16:30発)~ふなや(17:00着)

⑩ ゴルフ大会終了後、記念旅行に合流する場合

*ゴルフ場からふなやまでバスを運行します。

旅行代金:下記料金には、貸し切りバス・宿泊代・食事代・入場料等を含みます。

[お一人様につき]いずれも税・サービス料込み。

3~4名1室:42,900円

2名1室 :48,400円

1名1室 :46,300円

*1名1室ご希望の場合、夕食のみ「ふなや」にてご用意し、宿泊は近隣ホテル(道後hakuro 又は道後山の手ホテル・共にふなやより徒歩3分)

*記念旅行2日目のバスは、降車場所(JR松山駅・松山空港)によりバスの号車を決定しますので調査回答票にご記入ください。

第3号議案

第62回（令和4年度）通常総会及び全国大会の開催地に関する件

1. 経過及び今後の予定

令和2年	9月	2日	第222回総務部会
	11月	18日	第50回総務委員会
	12月	2日	第223回総務部会
	12月	16日	第248回正副会長・部長会議
令和3年	1月	18日	臨時総会、第344回理事会

2. 審議事項

本会の通常総会等関連行事につきましては、ブロック持回りでお願いいたしておりますが、第62回（令和4年度）通常総会等関連行事は、北信越ブロック長野県支部にて開催いたしたく、ご審議・ご決定を賜りたい。

県水連発第 21 号

令和 2年 9月 10日

全国管工事業協同組合連合会
会 長 藤 川 幸 造 様

全国管工事業協同組合連合会
北信越ブロック担当副会長
加 藤 大



第62回通常総会並びに全国大会開催予定地の受託について

拝啓 初秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、業界及び当ブロックに対しまして特段のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全管連発2第154号(令和2年9月4日付)文書にてご依頼のありました標記の件につきましては、当ブロックとして 長野県支部 にてお引き受けすることを全会一致で決定しましたので、ご報告いたします。

開催にあたり、北信越ブロックとして関係者一同誠心誠意努力し、北信越ブロック並びに長野県をアピールしていきたいと考えておりますので、全管連本部から一層のご指導方よろしくお願い申し上げます。

敬具

県水連発第 22 号
令和 2 年 10 月 5 日

全国管工事業協同組合連合会
会 長 藤 川 幸 造 様

全国管工事業協同組合連合会
北信越ブロック担当副会長
加 藤



第 6 2 回通常総会並びに全国大会について

拝啓 清秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、業界及び当ブロックに対しまして特段のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全管連第 6 2 回通常総会並びに全国大会について開催地（長野県水道工事業協同組合連合会）から報告がありましたので下記のとおりご報告いたします。

今後、日程、会場等詳細が決まり次第ご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 開催時期 令和 4 年 7 月
2. 開催場所 軽井沢の予定
3. 開催方法 通常総会、全国大会を同日同場所で開催する

全管連 通常総会・全国大会開催地一覧

回	年月日	ブロック	開催地	場 所
第49回	平成21年 6月17日	四 国ブロック	徳島県	総会・大会・懇親会 アスティとくしま
第50回	平成22年 6月16日	東 京ブロック	東京都	総会・記念事業・祝賀会 京王プラザホテル東京
第51回	平成23年 6月15日	全 管 連	東京都	総会・懇親会 品川プリンスホテル
第52回	平成24年 6月13日	北信越ブロック	福井県	総会・大会・懇親会 フェニックス・プラザ
第53回	平成25年 6月19日	中 国ブロック	鳥取県	総会・大会・懇親会 米子コンベンションセンター
第54回	平成26年 7月16日	北海道ブロック	北海道	総会・大会 ANAクラウンプラザホテル釧路 懇親会 釧路市観光国際交流センター
第55回	平成27年 7月8日	関 東ブロック	栃木県	総会・大会・懇親会 ホテル東日本宇都宮
第56回	平成28年 7月13日	近 畿ブロック	大阪府	総会・大会・懇親会 リーガロイヤルホテル大阪
第57回	平成29年 7月12日	東 北ブロック	岩手県	総会・大会・懇親会 ホテル紅葉館、千秋閣
第58回	平成30年 7月4日	中 部ブロック	静岡県	総会・大会・懇親会 静岡県コンベンションアーツセンター
第59回	令和元年 7月3日	九 州ブロック	鹿児島県	総会・大会・懇親会 城山ホテル鹿児島
第60回	令和2年 7月8日	全 管 連	東京都	総会 品川プリンスホテル 60周年記念式典・祝賀会 (10/21 中止)
第61回	令和3年 7月1日	四 国ブロック	愛媛県	総会・大会・懇親会 愛媛県県民文化会館 (調整中)
第62回	令和4年 7月 日	北信越ブロック	長野県 (予定)	総会・大会・懇親会 (調整中)

第4号議案 第32期役員（理事・監事）の割当に関する件
第32期（令和3年 7月 1日～令和5年 7月 日）

1. 経過及び今後の予定について

令和 2年12月 2日 第223回総務部会
12月16日 第248回正副会長、部長会議
令和 3年 1月18日 臨時総会、第344回理事会
6月 日 第345回理事会
7月 1日 第61回通常総会、第346回理事会
(愛媛県松山市)

2. 審議事項について

来る令和3年 7月1日（木）に愛媛県で開催いたします第61回通常総会において役員改選を予定しておりますが、慣例にならって指名推せんの方法により選任を行なうこととなった場合の、理事・監事の候補者の都道府県別割当数について、別紙1（理事）、別紙2（監事）の原案につき、ご審議・ご決定を賜りたい。

3. 理事の割当について

(1) 定款上の理事数 80人以上 95人以内

(2) 理事割当の基本的な考え方

1) 各都道府県に1人 47人

2) 員外理事（常勤役員） 2人

3) 所属業者数割当 46人

(3) 所属業者数割当基準日

令和2年10月 1日現在の組合員数等に関する調査による所属業者数とする。

(4) 本理事会での議決後、「第32期役員候補者の推せん方お願いについて」を発送。6月上旬に締め切り予定。

(5) 令和3年7月1日の第61回通常総会において選任することといたしたい。

4. 監事の割当について

(1) 定款上の監事数 4人以上 6人以内

(2) 監事割当の基本的な考え方

1) 所属業者数の多い5都道府県に各1人 5人

2) 員外監事 1人

(3) 所属業者数割当基準日

令和2年10月1日現在の組合員数等に関する調査による所属業者数とする。

(4) 本理事会での議決後、「第32期役員候補者の推せん方お願いについて」を発送。6月上旬に締め切り予定。

(5) 令和3年7月1日の第61回通常総会において選任することといたしたい。

令和 2年10月 1日現在

今回順位	前回順位	前回比	都道府県名	所属業者数	所属業者数 -162...A	県別割当数 (A÷180)	都道府県 割当...B	所属員 割当...C	新理事数 (B+C)	現理事数	増減
1	1		東京都	1,444	1,282	7.12	1	7	8	8	
2	2		愛知県	912	750	4.17	1	4	5	5	
3	3		埼玉県	844	682	3.79	1	4	5	5	
4	4		神奈川県	793	631	3.51	1	4→3	4	4	
5	5		千葉県	652	490	2.72	1	3	4	4	
6	6		新潟県	581	419	2.33	1	2	3	3	
7	7		大阪府	536	374	2.08	1	2	3	3	
8	8		栃木県	531	369	2.05	1	2	3	3	
9	9		兵庫県	487	325	1.81	1	2	3	3	
10	10		岐阜県	469	307	1.71	1	2	3	3	
11	12	△	北海道	465	303	1.68	1	2	3	3	
12	11	▽	福岡県	445	283	1.57	1	2	3	3	
13	13		富山県	341	179	0.99	1	1	2	2	
14	16	△	茨城県	324	162	0.90	1	1	2	2	
15	14	▽	静岡県	321	159	0.88	1	1	2	2	
16	17	△	広島県	318	156	0.87	1	1	2	2	
17	15	▽	石川県	317	155	0.86	1	1	2	2	
18	19	△	愛媛県	298	136	0.76	1	1	2	2	
19	18	▽	和歌山県	289	127	0.71	1	1	2	2	
20	20		宮城県	270	108	0.60	1	1	2	2	
21	21		京都府	255	93	0.52	1	1	2	2	
22	22		熊本県	254	92	0.51	1	1	2	2	
23	23		福島県	253	91	0.51	1	1→0	1	1	
24	23	▽	山形県	251	89	0.49	1	0→1	2	2	
25	27	△	香川県	235	73	0.41	1	0	1	1	
26	26		鹿児島県	233	71	0.39	1	0	1	1	
27	25	▽	大分県	229	67	0.37	1	0	1	1	
28	27	▽	秋田県	219	57	0.32	1	0	1	1	
29	31	△	長野県	206	44	0.24	1	0	1	1	
30	29	▽	群馬県	202	40	0.22	1	0	1	1	
31	30	▽	青森県	200	38	0.21	1	0	1	1	
32	32		宮崎県	199	37	0.21	1	0	1	1	
33	33		福井県	187	25	0.14	1	0	1	1	
34	35	△	岡山県	181	19	0.11	1	0	1	1	
35	36	△	三重県	179	17	0.09	1	0	1	1	
36	34	▽	滋賀県	178	16	0.09	1	0	1	1	
37	37		佐賀県	168	6	0.03	1	0	1	1	
38	38		岩手県	154			1		1	1	
39	39		徳島県	134			1		1	1	
40	40		長崎県	118			1		1	1	
41	41		奈良県	112			1		1	1	
42	42		沖縄県	77			1		1	1	
43	43		山梨県	48			1		1	1	
44	44		山口県	45			1		1	1	
45	45		高知県	44			1		1	1	
46	46		鳥取県	37			1		1	1	
47	47		島根県	27			1		1	1	
			事務局						2	2	
合計				15,062	8,272		47	46	95	95	0

①常勤役員を除いた1理事あたりの業者数

15,062 ÷ 93 ≒ 161.95 ≒ 162

業者 理事

②都道府県理事割当以外の理事数

93 - 47 = 46

理事 都道府県理事

③所属業者割当の1理事あたりの業者数

8,272 ÷ 46 ≒ 179.82 ≒ 180

業者 理事

監事割当 (案)

現 行 (令和元年 7月 3日～ 令和3年 7月 1日)		第32期 (令和3年 7月 1日～ 令和5年 7月 日)	
都道府県	監事数	都道府県	監事数
東京都	1	東京都	1
愛知県	1	愛知県	1
埼玉県	1	埼玉県	1
神奈川県	1	神奈川県	1
千葉県	1	千葉県	1
員外監事	1	員外監事	1

第5号議案 全管連の組織見直しの検討に関する件

1. 経過

所属企業員数の減少等に伴い、将来の組織基盤の整備を進める一環として、現在の理事定数について見直しすべきとの意見を踏まえて、本年3月に正副会長・部長を対象にアンケートを実施した。アンケート結果の概要は別添1のとおり。

ついでには、とりまとめた調査結果を報告のうえ、今後の進め方について総務委員会では、理事定数を減少する方向で総務・経理の合同部会で具体的に検討すべきとのご意見を賜った。以下、当日のご意見。

- ・たたき台としている理事総数の80名案、60名案について同程度の賛否があった。
- ・極端に減らさない80名がいい。
- ・あまり減らすと全管連に対する興味がなくなるので80名がいい。
あわせて委員会構成なども検討したらどうか。
- ・会員数が減少しているので65名でもいい。
- ・見直しするなら大幅に65名がいい。
- ・頻繁に定款を変更しないように幅をもった理事定数にしたらどうか。

また、出資金の扱いについては、都道府県の1社当たりの出資額の差異が生じていることについて理事会で報告のうえ、理事定数の見直しとともに前記合同部会で今後検討すべきとのご意見を賜った。

2. 今後の進め方

具体的な検討を行う時期及び部署は、令和3年2月以降に総務部・経理部合同部会で行うこととし、施行は第33期令和5年7月を目指す。

令和	2年11月	総務委員会
	12月	総務部会
	12月	経理委員会
	12月	正副会長・部長会議

令和 3年 1月	理事会
	・理事定数の見直し検討を行うことを報告
	・静岡県連からの出資金返還請求への対応について 審議
	・都道府県の1社当たりの出資額に差異が生じて いることを報告
2月	具体的検討開始（総務・経理合同部会）
11月	原案策定
～	この間、正副会長・部長会議、理事会等で審議
令和4年 7月	通常総会で審議
令和5年 7月	施行

以 上

全管連理事定数に関するアンケート結果について

全管連の所属業者数の推移では、ピーク時だった 2001 年 23,412 社と 2019 年 5 月時点 15,344 社を比較すると実に 35.5%減となっている。

本アンケートは、理事定数やその選任方法等、将来の全管連組織のあり方について検討を行う第一歩として、正副会長・部長の 22 名を対象に本年 1 月に実施し、13 名から回答を得た。

こうしたことを踏まえ、13 名の回答者からの集約した意見を以下に示す。

1. 理事定数について

(1) 現行

- ・定款第 24 条(1)に「80 人以上 95 人以内」と規定

(2) 意見

- ・会員数の減少に見合う理事数に削減すべきと思います。
- ・会員数の減少に沿って理事数を変更可能にし、定款変更をする必要があると思います。
- ・会員数の減少に見合う理事数に定款を変更して削減していく方が良いと考えます。

(3) まとめ

- ・会員数の減少に見合う理事数に変更。
- ・定款変更し、理事数の削減を行うべきとの意見が多くみられた。

2. 理事割当の基本的考え方について

(1) 現行

- ・現理事数 95 名
(内訳) 都道府県支部 47 名、常勤理事 2 名、所属員数割当 46 名

(2) 意見

- ・各都道府県に1名は必要と思います。
- ・各都道府県に1人は必要と思います。減にするならば所属業者割当から。
- ・各都道府県に1名はこれまで通り、所属業者数割当には地域バランスを考慮して検討するのが良いと思います。
- ・理事の割当は基本的に各都道府県に1名、所属業者割当は都道府県割当の50% 23名、常勤役員 2名、青年部会の活動を尊重して部会長 1名 計73名程に見直しても良いのではないかと。
- ・地方の声は、各県の代表がいるわけであるから問題はないと考える。その他については会員数割で、割り振ればよい。また青年部については、会長並びに副会長それぞれ1名を加えてはいかがか。
- ・各都道府県に1名はこれまで通り。青年部会長の理事追加はよいと思います。
- ・正副会長会議(12月10日開催)の参考資料2の 68 名の割当にすべきと思う。但し青年部会

長を理事に加える事は他団体でもあまりないようなので、理事会にはオブザーバー出席させる事で理事職を与える事は必要ないと思います。

(3) まとめ

- ・都道府県に各1名は総意。
- ・所属員数割当はさまざまな意見あり。
- ・現行の所属員数に応じた割当案を支持する案と地方の声を反映させるため地域バランスを考慮した所属員数割当とすべきという案。
- ・青年部会長に関する理事登用についても意見が分かれた。

3. 副会長の数と構成及びブロック担当副会長について

(1) 現行

- ・定款第28条に「理事のうち1人を会長、15名以内を副会長とし、理事会において選出する。」と規定。
- ・副会長の選出方法は理事会で決定している。
これまでの副会長選出方法は、「15名のうち10名のブロック担当副会長(北海道、東北、関東、東京、北信越、中部、近畿、中国、四国、九州)については、各ブロックに1名を当該ブロックに属する本会理事の協議のうえ推せんいただき、理事会において選出する。5名以内については会長が候補者を推せんし、理事会の議を経て選出する。」
- ・担当副会長制に関する規約第2条に「副会長のうち6名をそれぞれ本会の業務部の担当副会長とする」と規定している。
- ・支部に関する規約第3条に「支部には支部長1名、ブロックには担当副会長1名を置く。」と規定しており、現在はブロック担当副会長が当該ブロックを統括している。

(2) 意見

- ・会員数減少により副会長も減少する必要と考えます。しかし全国10ブロックは機能しなければいけないと思います。ブロック担当副会長10人とし、その中から業務形態の副会長6人は兼務とするべきと思います。
- ・副会長については各地区(10地区)ブロックに必要と考えます。
- ・各ブロックに1人は必要です。
- ・現在の副会長15名がどれほど機能しているか？
- ・理事数の削減にともない、副会長数の見直しも必要だと思います。業務6部会担当の副会長、会長を補佐するための副会長2名、全体で副会長は8名程でもよいのでは、ただ現在の10ブロック担当副会長をどのように位置づけるか検討が必要。
- ・副会長は3人体制とし、業務形態の2つの部会を各々担当する。出来なければ副会長は部会担当をしない。
- ・会長1名、副会長3名、ブロック長10名。六部担当には、ブロック長を充てる。
- ・問題は業務形態に沿った6名の副会長は誰が決めるのか？
やり方によっては人事が停滞すると思う。そうすると様々な意見が出しづらくなりマンネリ化す

と思う。どうして現行の体制になったのか私にはわからないが、そこを考える必要があるのではないか？この件では、とかく噂があり、それ故あまりいじらない方が、波風が立たないと思う。

・10名がいいと思う。緊急性の高い役職については関東ブロックがいいと思う。

・首都圏近郊には将来的なことを考えて配置することも必要である。

・副会長数も削減すべきである。現状の業務形態に沿った6人で良いと思う。ブロック体制についてもあった方が良いと思う。副会長、部長にブロック長が就き、不足分については会長指名としてはいかがだろうか。

(3)まとめ

・副会長の数と構成については、意見が分かれており、議論が必要であると感じられた。

・具体的には、理事定数の検討と合わせて現行の本会の業務運営及びブロック制等を勘案し、副会長の数や選任方法について合意形成を図る必要がある。

4. 本件に関する今後の進め方について

○意見

・理事数、副会長数の改正については個々の意見や地域性が深く関わってきますので、理解を深めるための手段をつくし早い機会に方向性を出した方が良いと思います。

・事務局で他団体の組織を参考にいくつかの例を出して部長・副部長で検討する。

・少人数の方が実のある議論が出来ると思われませんが、如何でしょう？（特別委員会の設置）

○まとめ

・具体的な事項について、検討部署、施行時期等方針を決定し対応を進める必要がある。

5. その他（業務運営に関する意見）

・常設委員会の結果をいかに六部会に反映させるか？

六部会→正副会長会議→理事会の流れの見直しも検討の要あり。

（現在、同じことの繰り返し？）

・組織として現在ある委員会を部会とし、委員長、副委員長を廃止してはいかがでしょう。

・常任理事制度を導入したらどうか。

以 上

都道府県別 所属業者数の推移

No.	都道府県名	平8	平13	平26	平27	平28	平29	平30	平31	令2
1	北海道	686	689	463	469	474	476	475	470	465
2	青森	268	328	224	221	214	216	211	207	204
3	岩手	224	496	164	164	162	160	158	155	155
4	宮城	220	421	270	272	280	288	285	283	271
5	秋田	292	308	241	235	229	227	221	221	221
6	山形	420	456	299	285	266	265	257	256	253
7	福島	375	404	270	271	267	261	258	254	252
8	茨城	684	707	338	348	343	338	332	326	322
9	栃木	731	772	555	552	545	549	539	532	525
10	群馬	62	97	202	200	220	214	213	208	202
11	埼玉	1,450	1,411	935	898	900	888	877	862	851
12	千葉	1,032	1,191	670	659	644	687	682	672	666
13	東京都	2,494	2,267	1,531	1,525	1,504	1,500	1,486	1,476	1,450
14	神奈川県	1,691	1,407	857	839	818	811	805	799	793
15	山梨	338	68	54	52	52	50	50	50	48
16	新潟	440	711	594	609	602	595	579	579	579
17	長野	454	418	236	231	206	206	205	206	206
18	富山	320	468	373	367	362	360	357	353	344
19	石川	54	390	343	343	340	340	335	324	317
20	福井	73	288	205	204	203	198	195	191	187
21	愛知	1,276	1,237	985	972	954	943	934	927	909
22	岐阜	618	648	528	522	515	502	498	490	473
23	静岡	6	546	433	404	360	347	341	334	323
24	三重	107	137	180	178	182	179	179	180	176
25	滋賀	129	177	245	60	197	190	188	184	179
26	京都	208	476	316	292	266	265	261	258	256
27	大阪	1,218	1,368	717	700	673	650	594	566	538
28	奈良	219	291	120	116	113	113	109	108	112
29	和歌山	450	478	315	310	307	311	305	295	290
30	兵庫	634	972	538	526	516	508	508	504	489
31	岡山	220	216	187	186	185	183	183	181	180
32	広島	158	529	331	325	324	312	311	323	321
33	鳥取	82	93	40	40	39	38	38	38	38
34	島根	32	33	30	29	29	29	28	28	27
35	山口	102	99	54	51	50	49	48	48	45
36	香川	83	78	224	221	218	214	225	219	221
37	愛媛	341	348	312	308	304	308	303	298	296
38	徳島	81	71	54	113	148	146	145	144	136
39	高知	72	78	49	47	49	44	49	43	43
40	福岡	553	759	485	482	478	479	479	467	448
41	佐賀	54	258	177	177	173	173	172	169	169
42	長崎	176	185	143	143	134	133	134	121	118
43	熊本	161	165	244	248	247	261	259	259	256
44	大分	320	351	248	247	243	240	238	235	229
45	宮崎	234	277	216	208	201	197	197	196	198
46	鹿児島	100	98	228	228	224	224	225	227	230
47	沖縄	191	147	85	85	83	84	81	78	78
	合計	20,133	23,412	16,308	15,962	15,843	15,751	15,552	15,344	15,089

関係団体における理事定数について

No.	団体名	所属会員数 (A)	定款上の 理事数	現理事数 (B)	内副会 長数	員外理 事数	(A) ÷ (B)	青年部登用 の有無	備考
1	全国管工事業協同組合連合会	15,753	80～95名	95	15	2	165.8	無	
2	(一社)全国建設業協会	18,729	25名以内	21	4	4	891.9	無	協議員会(51名)
3	(一社)日本空調衛生工事業協会	5,192	—	41	4	1	126.6	無	副会長4名の他、常 任理事15名
4	全日本電気工業工業組合連合会	34,166		26	4	2	1314.1	有(1名青年 部会長)	
5	(一社)日本左官業組合連合会	5,789		64	6	1	90.5	無	03-3269-6551
6	(一社)日本塗装工業会	2,623		38	4	1	69.0	無	03-3770-9901
7	(一社)全国浄化槽団体連合会	13,000		30	9	1	433.3	無	
8	全国環境整備事業協同組合連合会	850		38	2	1	22.4	有(1名青年 部会長)	
9	全日本葬祭業協同組合連合会	1,338		20	4	1	66.9	無	
10	全国医師協同組合連合会	35,000		20	2	4	1750.0	無	

出資金の扱いについて

1. 経 過

全管連では、「出資金に関する規約」により、出資金の人数割は、所属員1社につき8口（8千円）と定めている。（別紙1参照）

一方、各連合会の傘下組合において新規加入又は脱退が生じて、本会ではこれまで出資金の徴収・返金を行っていないことから、各県連の傘下会員の減少等により、各都道府県の1社当たりの出資額に差異が生じている。（別紙2参照）

本会のこうした対応の中、静岡県連合会より傘下組合が退会したことに伴い出資金の返還を求められたことから、全国中小企業団体中央会に照会したところ、定款第16条（3）その他特にやむを得ない理由があるとき、その請求は理事会で諾否を決すると明記している以上、それに準じて対処すべきとの回答でありました。

なお、静岡県連からの出資金返還請求については、全管連会館竣工と時期が重なったため、静岡県連了承の下、その対応を中断していましたが、本年5月に改めて静岡県連より返還請求の照会がありました。（別紙3参照、12. 三島市協同組合、14. 沼津市協同組合の県連合会脱退に伴う出資金の一部返還）

つきましては、静岡県連への出資金返還及び都道府県毎の1社当たりの出資金額にバラツキが生じている現状を改善することについて、下記のとおり今後の進め方について提案する。

2. 審議事項

①静岡県連からの返還請求への対応

- ・静岡県連からの返還請求については、応じることといたしたい。
- ・本件以降の返還請求については、以下の②の検討を踏まえての対応といたしたい。

②各都道府県の1社当たりの出資額に差異が生じていることへの対応

- ・本件の見直しについては、総務・経理合同部会で令和3年2月より検討を行う。
（例えば全ての出資金を一旦返還して新たに徴収しなおすなど。）
- ・令和3年11月までに見直し案をとりまとめる。
- ・理事定数の見直しとともに同時に検討し、組織体制の整備・強化を図る。
- ・令和5年7月の第33期役員改選時の施行開始を目指す。

以 上

令和2年12月21日

全国管工事業協同組合連合会 御中

静岡県管工事業協同組合連合会
理事長 鎌田幸太郎



出 資 金 返 還 請 求 書

師走の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当県連合会事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、退会致しました2会員の出資金返還を下記の通り請求申し上げます。

記

三島市指定上下水道工事店協同組合 貴団体出資金額 金216,000円

沼津市指定給水工事店協同組合 貴団体出資金額 金352,000円

合 計 金 額 金568,000円

以上

○定 款

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

○出資金に関する規約

第1条 定款第6条の規定により出資金に関する規約をここに定める。

第2条 本会の会員は、本規約の定めるところに従い、出資口数に応じた金額を払い込まねばならない。

第3条 出資は一時に全額を払い込むものとする。

第4条 出資金は、1口1,000円とする。

第5条 出資の引受基準は、次の算式によって算定した口数以上とする。ただし、1会員の引受口数は、出資総口数の100分の25以内とする。

〔出資引受基準算式〕

出資引受口数＝団体割＋人数割

- ・団体割は1会員につき24口とする。
- ・人数割は会員の組合員（協同組合連合会にあってはその所属員）1人につき8口とする。

出資金一覧

令和2年10月現在

No	組合名	①現出資額	②人数割 (①-団体割24,000 円)	③所属業者数 (R2.10月現在)	④1社あたり の出資金 (②/③)*	⑤1社あたり 剰余額 (④-8,000円)	⑥剰余総額 (③×⑤)
1	北海道(連)	5,472,000	5,448,000	465	11,716	3,716	1,727,940
2	青森県(連)	2,672,000	2,648,000	200	13,240	5,240	1,048,000
3	岩手県(連)	528,000	504,000	154	3,273		
4	宮城県(連)	3,208,000	3,184,000	270	11,793	3,793	1,024,110
5	秋田県(連)	1,664,000	1,640,000	219	7,489		
6	山形県(連)	3,950,000	3,926,000	251	15,641	7,641	1,917,891
7	福島県(連)	2,376,000	2,352,000	253	9,296	1,296	327,888
8	茨城県(連)	2,160,000	2,136,000	324	6,593		
9	栃木県(連)	5,624,000	5,600,000	531	10,546	2,546	1,351,926
10	群馬	625,000	601,000	202	2,975		
11	埼玉県(連)	10,048,000	10,024,000	844	11,877	3,877	3,272,188
12	千葉県(連)	6,808,000	6,784,000	652	10,405	2,405	1,568,060
13	東京都(連)	18,968,000	18,944,000	1,444	13,119	5,119	7,391,836
14	神奈川県(連)	11,632,000	11,608,000	793	14,638	6,638	5,263,934
15	甲府	584,000	560,000	48	11,667	3,667	176,016
16	新潟県(連)	2,834,000	2,810,000	581	4,836		
17	長野県(連)	1,584,000	1,560,000	206	7,573		
18	石川(連)	2,128,000	2,104,000	317	6,637		
19	福井県(連)	2,328,000	2,304,000	187	12,321	4,321	808,027
20	富山県(連)	2,808,000	2,784,000	341	8,164	164	55,924
21	愛知県(連)	9,072,000	9,048,000	912	9,921	1,921	1,751,952
22	静岡県(連)	3,832,000	3,808,000	321	11,863	3,863	1,240,023
23	岐阜	1,848,000	1,824,000	469	3,889		
24	三重県(連)	808,000	784,000	179	4,380		
25	滋賀県(連)	888,000	864,000	178	4,854		
26	京都府(連)	2,376,000	2,352,000	255	9,224	1,224	312,120
27	大阪府(連)	11,640,000	11,616,000	536	21,672	13,672	7,328,192
28	奈良県(連)	1,184,000	1,160,000	112	10,357	2,357	263,984
29	和歌山県(連)	3,272,000	3,248,000	289	11,239	3,239	936,071
30	兵庫県(連)	7,808,000	7,784,000	487	15,984	7,984	3,888,208
31	広島県(連)	1,480,000	1,456,000	318	4,579		
32	岡山	1,624,000	1,600,000	181	8,840	840	152,040
33	山口県(連)	1,248,000	1,224,000	31	39,484	31,484	976,004
34	山口市	152,000	128,000	14	9,143	1,143	16,002
35	鳥取県(連)	488,000	464,000	37	12,541	4,541	168,017
36	松江	216,000	192,000	27	7,111		
37	愛媛県(連)	2,888,000	2,864,000	298	9,611	1,611	480,078
38	香川県(連)	1,088,000	1,064,000	235	4,528		
39	高知	536,000	512,000	44	11,636	3,636	159,984
40	徳島県(連)	1,096,000	1,072,000	134	8,000		
41	福岡県(連)	6,360,000	6,336,000	445	14,238	6,238	2,775,910
42	佐賀県(連)	544,000	520,000	168	3,095		
43	長崎県(連)	1,152,000	1,128,000	118	9,559	1,559	183,962
44	熊本	1,286,000	1,262,000	254	4,969		
45	大分県(連)	2,938,000	2,914,000	229	12,725	4,725	1,082,025
46	宮崎県(連)	1,648,000	1,624,000	199	8,161	161	32,039
47	鹿児島県(連)	1,608,000	1,584,000	233	6,798		
48	沖縄県(連)	1,280,000	1,256,000	77	16,312	8,312	640,024
	合計	158,361,000	157,209,000	15,062	10,177 (平均)	4,804 (平均)	48,320,375 (合計)

*小数点以下第1位を四捨五入

静岡県管工事業協同組合連合会(仮称)の構成(案)について

平成22年5月1日予定

No.	都道府県	正・印	会員団体名	組合員数	預っている 出資金・基金	連合会へ加入予定 組合(○・×)
	静岡県	・	静岡県管工事業協同組合連合会		—	—
			1 静岡市水道指定工事店協同組合	58	624,000	○
			2 協同組合六合管工事センター	5	72,000	○
			3 富士市水道指定工事店協同組合	54	528,000	○
			4 藤枝市水道指定工事店協同組合	11	160,000	○
			5 島田市管工事協同組合	19	208,000	○
			6 焼津市管工事協同組合	16	184,000	○
			7 長泉町指定給水工事店協同組合	10	144,000	○
			8 大井上水道企業団工事店組合	8	96,000	○
			9 東遠水道組合連合会	54	456,000	○
			10 牧之原市管工事協同組合	23	112,000	○
			11 御殿場市水道工事業協同組合	26	272,000	○
			12 <u>三島市指定上下水道工事店協同組合</u>	28	312,000	○
			13 清水管工事システム協同組合	46	376,000	○
			14 <u>沼津市指定給水工事店協同組合</u>	45	432,000	○
			15 富士宮市管工事協同組合	62	264,000	○
			16 天竜北遠上下水道協同組合		144,000	×
			17 磐田市指定給水装置工事業協同組合	21	288,000	○
			18 森町水道指定工事店組合	7	88,000	○
			19 袋井市水道事業協同組合	16	176,000	○
				484	4,936,000	加入組合/8 団体

第6号議案 管工事賠償補償制度に関する件

1. 審議事項

管工事賠償補償制度に係る下記2点について、ご審議・ご検討賜りたい。

- 1) 制度運営費の配賦割合及び制度推進事務費について
- 2) 今後の制度推進について

2. 経過及び今後の予定

令和2年11月11日	第39回事業委員会
12月2日	第223回総務部会
7日	第90回経理委員会
8日	令和2年度第1回監事会
16日	第248回正副会長、部長会議
令和3年1月18日	第344回理事会 →管工事賠償補償制度の配賦割合の決定
2月	会員組合に制度運営費等を支払い

1) 制度運営費の配賦割合及び制度推進事務費について

令和元年11月～令和2年10月における本制度の制度運営費は 136,522,610円 であり、昨年度より 4,564,180円 増加している。昨年度は組合手数料率を制度運営費の54%としたが、今年度も同様の率 (54%・73,722,209円) とし、加えて制度推進事務費として所属業者1社あたり200円 (総額 3,017,800円)、合わせて 76,740,009円 をお支払いすることについてご検討賜りたい。

[昨年度]

制度運営費：本部手数料 46%			
：支部手数料 54%		71,257,552
制度推進事務費		3,068,800
(所属業者1社あたり200円)		計	74,326,352

→令和2年2月に
会員組合へお
支払い

[今年度]

- ・本年度の加入件数は1,547件。昨年度比で45件の増加 (加入目標件数58件 (△13件))
- ・今年度の制度運営費は 136,522,610円 となり、昨年度比 4,564,180円 の増加

	加入件数	制度運営費	組合配賦額
本年度 (A)	1,547	136,522,610	73,722,209
昨年度 (B)	1,502	131,958,430	71,257,552
増減 (A-B)	45	4,564,180	2,464,657

空白ページ

空 白 ペ ー ジ

2) 今後の制度推進について

①加入目標

- ・令和2年11月比+53件（加入者数1,600件到達）

②支払保険金及び損害率の状況

- ・支払保険金は増加したものの、令和元年度の単年度損害率は64.5%と昨年度（64.4%）比で0.1ポイントの増加
- ・過去5年（平成27～令和元年度）は通算損害率も64.4%と65%以下となったため、平成27年11月の第34回事業委員会において了承されたスキームに基づき、令和3年度（令和3年11月～令和4年10月）も引き続き保険料の割増なし
 - ロスプリベンション（事故防止対策）の実施
 - ・事故多発加入者への注意喚起

管工事賠償補償制度について

令和2年度の推進策(案)

令和3年11月時点の加入者数の目標を1,600件(+53件 対令和2年11月)と設定し、「県連および単組との連携による拡販スキームの構築」により推進加入を図ります。

令和3年11月末まで加入目標 『+53件(1,600件到達)』

全管連による推進

- ① 県連・単組からの会員紹介
- ② 説明会未実施地区での説明会開催
- ③ ニュース・ジャーナルを通じた制度案内の継続
- ④ 所属組合の総会でのチラシ配布

損保ジャパン による推進

- ① 未加入企業へのアプローチ
・ 営業店、代理店が県連・単組と連携し未加入企業へ充実した補償、低廉な掛金をアピールし拡販に努める。
・ 法定外労災加入会員情報(管工賠未加入)を整備しクロスセルの推進に努める。
- ② 県連・単組と連携し説明会の実施(Web会議含)。
- ③ 県連・単組より、制度未加入の会員事業者のご紹介をいただく体制を構築する。

管工事賠償補償制度について

損害率の状況

令和元年度(令和元年11月1日～令和2年10月31日)の保険金支払件数は243件、支払保険金は216,471千円、単年度の損害率は64.5%です。
過去5年間(平成27年度～令和元年度)の通算損害率は、64.4%となっています。

項目	平成30年度 (平成30年11月1日～令和元年10月31日)	令和元年度 (令和元年11月1日～令和2年10月31日)	対前年比
支払件数	279件	243件	▲36件
支払保険金合計	208,772千円	216,471千円	+7,699千円
損害率	64.4%	64.5%	+0.1%

◇過去5年間の保険料と支払保険金の状況

年度	保険料合計	支払保険金	損害率
平成27年度(平成27年11月1日～平成28年10月31日)	235,451千円	189,559千円	80.5%
平成28年度(平成28年11月1日～平成29年10月31日)	262,262千円	122,482千円	46.7%
平成29年度(平成29年11月1日～平成30年10月31日)	306,868千円	205,689千円	67.0%
平成30年度(平成30年11月1日～令和元年10月31日)	324,007千円	208,772千円	64.4%
令和元年度(令和元年11月1日～令和2年10月31日)	335,827千円	216,471千円	64.5%
平成27年度～令和元年度計	1,464,415千円	942,973千円	64.4%
平成26年度～平成30年度計	1,330,566千円	831,234千円	62.5%

管工事賠償補償制度のスキーム

全管連の管工事賠償補償制度は、5年通算損害率に基づき、次々年度に以下の事故係数表が適用されるスキームとなっております。本年度は下記の通りスキームの変更を検討しております。

平成22年度～平成26年度の通算損害率が61.8%のため、現行のスキーム上は、平成28年度より10%の割増となります。新スキームに移行することで、平成28年度の割増は不適用となりますが、引き続き事故防止・損害率低下に向けたお取組みが必要となります。また、新スキームへの移行に際しましては、下記の条件をご了承いただく必要があります。

【新スキーム移行の条件】

- ① 当該新スキームを約款上に明記いたします
- ② 当該新スキームに移行後のスキーム変更はできません

＜現行スキームの事故係数表＞

5年平均損害率	割増
～60%	1.0
～70%	1.1
～80%	1.3
～90%	1.4
～100%	1.6
～120%	1.8
～150%	2.2
150%～	別途協議



＜新スキームの事故係数表＞

5年平均損害率	割増
～65%	1.0
～75%	1.1
～85%	1.3
～95%	1.4
～105%	1.6
～125%	1.8
～150%	2.2
150%～	別途協議

管工事賠償補償制度について

支払保険金の分布

1. 対象期間：令和元年11月から令和2年10月末（ ）内は平成30年11月から令和元年10月末のデータ

支払保険金	件数	割合(件数)	合計支払保険金	割合(支払保険金)
50万円未満	141件 (209件)	65.6% (77.8%)	47,432千円	21.9% 11.4%
50万円～100万円	30件 (27件)	14.0% (9.7%)	19,762千円 18,941千円	9.1% 9.1%
100万円～500万円	37件 (34件)	17.2% (12.2%)	78,359千円 69,582千円	36.2% 33.3%
500万円～1,000万円	4件 (6件)	1.9% (0.2%)	28,203千円 37,529千円	13.0% 18.0%
1,000万円以上	3件 (3件)	1.4% (0.1%)	42,715千円 58,927千円	19.7% 28.2%
計	215件 (279件)	100.0% (100.0%)	216,471千円 208,772千円	100.0% 100.0%

【ご参考】

令和元年度保険金お支払事故事例	支払保険金
保育園の給水管の接続不良により漏水が発生。	17,337千円
3階バックヤード天井から地下1階まで漏水。	13,985千円
分譲マンション漏水事故（給水本管の管接続不良で漏水）。	11,392千円
配管工事中、ポリ管の継手の所から漏水発生。	8,726千円

【継続実施】ロスプリベンション(事故防止対策)

安定的な制度運営のために、ロスプリベンションは欠かすことが出来ません。高額な漏水事故を未然にいかを防ぐかが課題となりますが、貴連合会にて実施されている事故防止対策と連動させていただくとともに、発生してしまった事故の事後対応策につきましても貴連合会と連携の元、対応を随時検討させていただきます。

1. 事前防止策

県連・単組へ注意喚起

- ・ 県連へ事故防止セミナー等の開催
- ・ 単組での事故防止講習の開催（安全対策の啓蒙）
- ・ 事故白書の配布（平成27年6月）
- ・ 全管連ジャーナル「管工事における事故防止対策について」の掲載（平成28年3月号）
- ・ 漏水事故防止リーフレットの作成（平成30年3月）

など

2. 事後対応策

事故多発会員の対応

- 損保ジャパンから毎月の事故データを全管連へ提供
- ・ 事故多発加入者への注意喚起
- ・ 保険金のお支払いが多発する加入者への次年度加入の検討 など

第7号議案 「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」
等の改訂に関する件

1. 審議事項

日本水道協会は令和2年4月、応援体制の迅速かつ効率的な構築、使いやすくわかりやすい視点で「地震等緊急時対応の手引き」を改訂した。この改訂にあわせて、本会でも標記マニュアル並びに「災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集」を改訂し、会員に配布いたしたいので、ご審議ご決定を賜りたい。

2. 経過並びに今後の予定

令和2年4月	日水協「地震等緊急時対応の手引き」改訂
7月 7日	同手引きの印刷版約600冊を会員団体に配布
8月	本会機関誌に手引き改訂概要を掲載
10月16日	手引き改訂概要について、日水協担当者の説明会
11月16日	災害対策担当理事会議
12月 2日	総務部会
12月16日	正副会長・部長会議
令和3年1月18日	理事会
4月～	印刷・配布予定